

## 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	コロナ関係補助金に係る消費税の追加納付について	経営管理課
2	公立病院の経営形態について	
3	令和6年度小田原市立小中学校の暴力行為 ・いじめ・長期欠席の状況について	教育指導課

令和8年1月21日



## コロナ関係補助金に係る消費税の追加納付について

### 1 経緯

- (1) 病院事業を含めた、国又は地方公共団体の特別会計等では、補助金等の収入を得た場合には、消費税額の算定過程において、その補助金の「使途が明確であるか」等を判断した上で区分をして、計算をすることとなっている。
- (2) 市立病院において、令和2年度から令和5年度まで新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の補助金交付を受けているが、当該補助金は全て「使途が明確である」と判断して消費税計算を行っており、病床確保料についても、「コロナ病床の体制確保のための補助金であることから、当然その主たる対象経費は医療職の人件費であり、使途が明確である」と判断をして、消費税申告を行っていた。
- (3) 市立病院では、病院事業として決算確定後に毎年6月に確定申告し、消費税を納付しているが、令和2年度から令和5年度までの申告内容について、これまで税務署から指摘等は受けていない。
- (4) しかし、会計検査院が、令和6年11月に令和5年度決算検査報告において「病床確保料は、その使途が交付要綱等において明らかではなく、使途が特定されていない補助金である」と判断し、「国税庁及び厚生労働省が病床確保料に係る消費税法上の取扱いについて十分に周知していなかったことや、税務署の消費税計算に関する申告審理が十分に行われていなかったことは、適切ではなく、改善する必要がある」との指摘を行った。
- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）は、補助対象の解釈が定まらない状況で開始された補助制度であり、病床確保料の消費税の取扱いについても、解釈が定まっていなかったものと考えられる。
- (6) その後、令和7年7月29日付け厚生労働省から各都道府県に対して、病床

確保料に係る消費税の取扱いについて事務連絡があり、その内容は、会計検査院の指摘を受けた国税庁が、「国又は地方公共団体の特別会計等が病床確保料を受領した場合における消費税の取扱い」を定めたことにより、今後はこの取扱いに基づく消費税計算が必要となるため、改めて医療機関に確認と必要に応じて所管税務署に問合せをするよう、周知を依頼したものであった。これを受け、神奈川県は、令和7年8月13日付けで、同内容を各医療機関へ通知しており、国税庁としても、病床確保料の消費税の取扱いについて、判断が定まっていなかったものと考えられる。

- (7) 市立病院は、県からの通知を受け、その取扱いについて小田原税務署に確認をしたところ、令和2年度から令和5年度まで消費税の修正申告が必要であるとの判断がされたことから、各年度の消費税の修正計算を行った。

## 2 修正計算による消費税の追加納付見込額

- (1) 修正計算による差額合計 9,036,400円

	申告額	修正計算額	修正計算による差額
令和2年度	9,318,200円	12,480,400円	3,162,200円
令和3年度	15,758,200円	18,997,900円	3,239,700円
令和4年度	13,257,500円	14,802,800円	1,545,300円
令和5年度	12,338,200円	13,427,400円	1,089,200円

- (2) 上記に加えて、各年度の追加納付見込額に対して延滞税がかかり、約290万円の納付が必要となる見込み。

- (3) 修正差額と延滞税を合計した追加納付見込額は、約1,200万円となる。

### 3 他の公立病院の状況

- (1) 会計検査院が公表した令和5年度決算検査報告によると、全国の公立病院等419事業所の消費税申告内容を調査したところ、半数以上の234事業所で、会計検査院の判断と異なる申告が行われており、修正計算が必要な状況であったとされている。
- (2) 県内の他の公立病院の状況を確認したところ、市立病院を含む8病院のうち4病院が、会計検査院の判断と異なる申告を行っていた。

### 4 今後の対応

- (1) 令和8年市議会3月定例会において補正予算を提案し、議決後に税務署へ各年度の消費税修正申告を行った後に、病院事業の保有資金から追加納付を行う予定である。
- (2) 今後の消費税に関する事務の執行に当たっても、引き続き、国や県、税務署など関係機関との調整や相談を密に行った上で、適切に行っていく。



## 公立病院の経営形態について

### 1 市立病院の経営形態に関する主な経緯

年月	事柄
昭和33年6月	市立病院開設
昭和39年4月	地方公営企業法の財務規定等の一部適用
平成27年3月	総務省が「新公立病院改革ガイドライン」を公表 ・公立病院改革の方向性が示され、経営改革プラン策定にあたり、経営形態の見直しに係る計画の明記を求める
平成29年3月	「小田原市立病院経営改革プラン」を策定 ※1 ・経営改革の方針を定め、経営形態については、経営形態の見直しの検討とその検討スケジュールについて記載
令和3年4月	経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者を設置 ※2
令和4年3月	総務省が「公立病院経営強化ガイドライン」を公表 ・公立病院経営強化の方向性が示され、経営強化プラン策定にあたり、経営形態見直し後の成果を検証するとともに、更なる見直しの必要性の検討に関する記載を求める
令和6年3月	「小田原市立病院経営計画（経営強化プラン）」を策定 ・中期的な経営ビジョンを示すとともに、経営形態については、現行の地方公営企業法の全部適用によって達成される効果を検証し、求められる効果が達成されそうにならない場合は、地方独立行政法人を含む適切な経営形態についてさらに検討を進める旨を記載

- ※1 平成29年3月に策定した「小田原市立病院経営改革プラン」に基づき、経営の効率化や経営形態の見直し等の病院経営改革に総合的に取り組むとともに、経営形態については、県西二次保健医療圏内で唯一の三次救急医療機関であり、公立病院に求められる救急、小児・周産期医療といった不採算医療を担う役割があることから、公的責任が明確な地方公営企業法の一部適用又は全部適用、地方独立行政法人化のいずれかとする事とした。
- ※2 他病院における経営形態と経営成績の関係性や病院の建替えに向けた取組への影響等の調査・検討を行った結果、次の理由から、令和3年4月に経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行した。
  - ① 事業管理者に組織編成、人事、予算及び契約の権限が付与され、より自律的な経営が可能。
  - ② 地方公営企業法の一部適用と比べ劇的な変化がないため、新病院の建替えに大きな影響を与えないこと。
  - ③ 新病院建設事業による費用増を見込み、その円滑な遂行とその後の安定的経営の確実な実現に向け、経営の自由度を高め、経営改善に取り組む必要があること。

## 2 公立病院の経営形態の選択肢

総務省が作成したガイドラインにおいて、公立病院が経営形態の見直しを検討するにあたり、考えられる経営形態の選択肢や、各経営形態の利点や課題などの留意事項について示されている。（参考資料2-1参照）

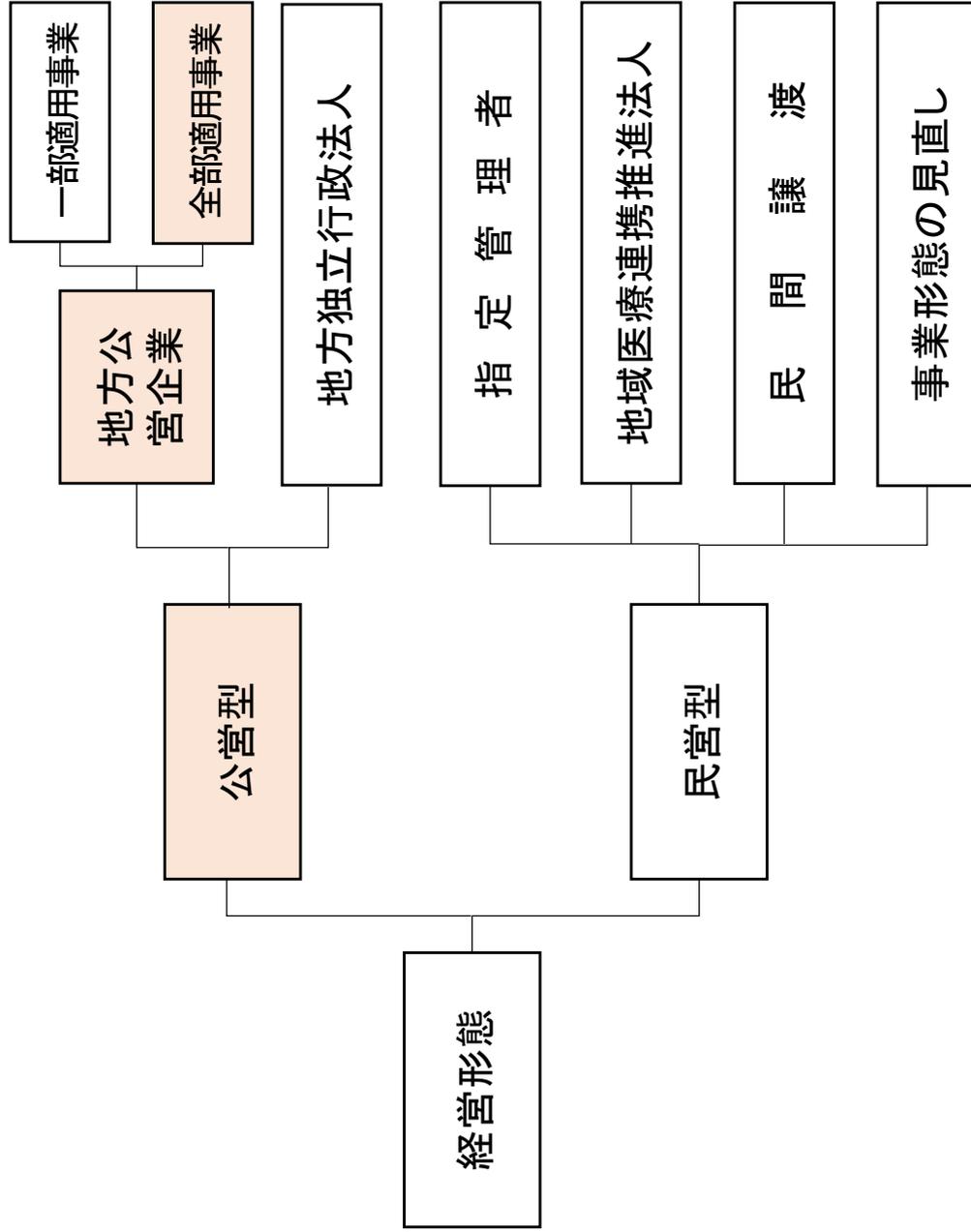
### 3 今後の方向性

- (1) 市立病院は、平成28年度から9期連続で純利益を計上し、一般会計負担金も基準額に比し低い繰入額の中、累積欠損金もなく、健全経営を維持してきた。
- (2) 新病院の建設費や人件費、物価の高騰、企業債利息の引上げなどの費用増に対し、主たる収入の診療報酬は公定価格で大幅な利益増は見込めず、さらに少子高齢化・人口減少による医療従事者不足、働き方改革への対応などの課題が見込まれることから、令和6年3月に策定した「小田原市立病院経営計画（経営強化プラン）」などに基づき、経営形態の見直しを含めた経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある。
- (3) このような状況を踏まえ、令和8年度は、有識者による検討組織を立ち上げ、地方公営企業法の全部適用の効果を検証した上で、今後、公立病院を取り巻く環境の中で、持続可能な病院経営に最も適した経営形態について検討を行っていく。



# 公立病院の経営形態について

## 制度概要



地方公営企業法の規定のうち、財務に関する既定の一部のみ適用する

地方公営企業法の規定(組織、職員の身分に関する事項、財務など)の全てを適用する

地方公共団体が直接行う必要のない事業を公共上の見地から効率的・効果的な業務執行を行うことを目的に当該団体が設立する

地方公共団体が議会の議決を経て指定する民間事業者に、期間を定めて施設管理・運営を包括的に委任する

地域で良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、医療連携推進方針を定め、当該推進業務を行う法人を都道府県知事が認定する

地域の医療事情の観点から民間の医療法人等に譲渡し、その経営を任せる

診療所、老人保健施設など、病院事業から転換して、事業形態自体を見直す

# 公立病院の主な経営形態について

出典：新公立病院改革ガイドライン（総務省）の抜粋

経営形態	定義	効果	留意点
<p>地方公営企業法の全部適用</p> <p style="text-align: center;"><b>公 営 型</b></p>	<p>地方公営企業法第2条第3項の規定により、病院事業に対し、財務規定等のみならず、同法の規定の全部を適用するもの</p>	<p>事業管理者に対し、人事・予算等に係る権限が付与され、より自律的な経営が可能となることが期待される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的取り組みやすい反面、経営の自由度拡大の範囲は、地方独立行政法人化に比べて限定的であり、また、制度運営上、事業管理者の実質的な権限と責任の明確化を図らなければ、民間的経営手法の導入が不徹底に終わる可能性がある</li> <li>・全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化など、更なる経営形態の見直しに向け取り組むことが適当</li> </ul>
<p>地方独立行政法人化 (非公務員型)</p>	<p>地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人を設立し、経営を譲渡するもの</p>	<p>地方公共団体と別の法人格を有する経営主体に経営が委ねられることにより、地方公共団体が直営で事業を実施する場合に比べ、例えば予算・財務・契約・職員定数・人事などの面でより自律的・弾力的な経営が可能となり、権限と責任の明確化に資することが期待される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立団体からの職員派遣は段階的に削減を図る等、実質的な自律性の確保に配慮することが適当</li> <li>・また、これまで実際に地方独立行政法人化した病院において、人事面・財務面での自律性が向上し、経営上の効果を上げていくケースが多いことにも留意すべき</li> </ul>
<p>指定管理者制度の導入</p> <p style="text-align: center;"><b>民 営 型</b></p>	<p>地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせる制度</p>	<p>民間の医療法人等（日本赤十字社等の公的医療機関、大学病院、社会医療法人等を含む。）を指定管理者として指定することで、民間的な経営手法の導入が期待される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営面が民間主導となるため、公立病院の責務である、救急・小児周産期医療などの政策医療の実施について、指定管理者制度導入後も確実に果たせるよう、契約条件や目標設定を明確化する必要がある</li> </ul>

## 各経営形態の比較(1)

区分	地方公営企業法		指定管理者
	一部適用	全部適用	
病院の開設者	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
経営責任者	地方公共団体の長 (以下「長」)	病院事業管理者	指定管理者
根拠・組織	条例で設置、長が定める 規則で規定	条例で設置、管理者が企 業管理規程で規定	指定管理者が決定
法人格等	地方公共団体の一部	地方公共団体の一部	公設民営
財政支援	地方公営企業法に基づき 繰出金として支出	地方公営企業法に基づき 繰出金として支出	指定管理料 (協定の範囲内で支出)
政策医療(不採 算医療)の確保	地方公共団体の事業とし て取組可能	地方公共団体の事業とし て取組可能	指定管理者との協定書・仕 様書で取組を指定

## 各経営形態の比較(2)

区分	地方公営企業法		指定管理者
	一部適用	全部適用	
予算	長が予算を調製し、議会の議決を経る	長は、事業管理者が作成した予算の原案に基づいて予算を調製し、議会の議決を経る	指定管理者が作成
決算	長が決算を調製し、議会の認定に付す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業管理者が決算を調製し、長に提出</li> <li>・長は監査委員の意見をつけ、議会の認定に付す</li> </ul>	長に対して、毎年度事業報告書を提出する
目標管理・事業計画	経営強化プラン	経営強化プラン	協定により指定管理者が作成する事業計画に基づく
契約	地方自治法及び地方公営企業法による	地方自治法及び地方公営企業法による	指定管理者の業務として制限なし
資金調達	自らが企業債を借入	自らが企業債を借入	独自調達

※中期目標と中期計画については議会の議決が必要

## 県内の主な公立病院における現在の経営形態の状況

経営形態	県内の主な公立病院	備考
地方公営企業法の一部適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>藤沢市民病院</li> <li>大和市立病院</li> </ul>	当該市で直営
地方公営企業法の全部適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市民病院</li> <li>脳卒中・神経脊椎センター</li> <li>川崎市立川崎病院</li> <li>平塚市民病院</li> <li>厚木市立病院</li> <li>三浦市立病院</li> <li>茅ヶ崎市立病院</li> <li>小田原市立病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該市で直営し、事業管理者が事業運営</li> <li>三浦市立病院と小田原市立病院以外は、事業管理者と病院長が別</li> </ul>
地方独立行政法人 (非公務員型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立足柄上病院</li> <li>県立こども医療センター</li> <li>県立精神医療センター</li> <li>県立がんセンター</li> <li>県立循環器呼吸器病センター</li> </ul>	地方独立行政法人神奈川県立病院機構が運営
指定管理者制度 (公設民営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市立みなと赤十字病院</li> <li>川崎市立多摩病院</li> <li>横須賀市立総合医療センター</li> <li>横須賀市立市民病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本赤十字社</li> <li>学校法人聖マリアンナ医科大学</li> <li>公益社団法人地域医療振興協会</li> <li>公益社団法人地域医療振興協会</li> </ul>

公 営 型

民 営 型



## 令和6年度小田原市立小中学校の 暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

### 1 調査期間

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

### 2 調査対象

小学校25校、中学校11校

### 3 調査項目

暴力行為、いじめ、長期欠席(不登校等)

### 4 調査結果(参考資料3-1及び3-2参照)

#### (1) 暴力行為の状況

令和5年度と比較し、小中学校ともに減少した。形態別発生件数の内訳としては、小中学校ともに「生徒間暴力」が最も多かった。

#### (2) いじめの状況

令和5年度と比較し、小中学校ともに減少した。いじめの態様は、小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多かった。いじめの解消率は、小中学校ともに90%以上となった。

#### (3) 長期欠席(不登校等)の状況

令和5年度と比較し、小学校は減少、中学校は増加した。学校が把握している内容としては、「無気力、不安等の相談」が最も多かった。また、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は増加している。

## 5 今後の主な取組

### (1) 暴力行為・いじめ

- ア 児童生徒・教職員の豊かな関わりを通じた多様性を尊重する態度の育成
- イ 全教育活動を通じた人権尊重の意識の醸成
- ウ 暴力行為やいじめの背景にある加害児童生徒の様々な要因の多面的な理解による、指導・支援体制の整備
- エ 児童生徒の現状や課題に沿った教職員研修等による指導力の向上
- オ 神奈川県弁護士会との連携による、いじめの未然防止に向けた「いじめ予防教室」の継続
- カ 警察や関係機関等と連携した取組の実施
- キ 未然防止・早期発見・早期解決に向けた、学校・家庭・地域の情報共有等による連携

### (2) 長期欠席（不登校等）

- ア 児童生徒一人ひとりの自己肯定感・有用感を育成
- イ 早期発見・早期対応による不登校の未然防止
- ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材を活用した校内支援体制の整備
- エ 不登校生徒訪問相談員や校内支援室担当個別支援員の配置等の人的支援の充実
- オ 市内の民間施設（フリースクール）等との連携（「小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン」の策定）
- カ おだわら子ども若者教育支援センター（はーもにい）の相談窓口の周知
- キ 外部機関との連携によるチーム支援や支援体制づくり

令和6年度 小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

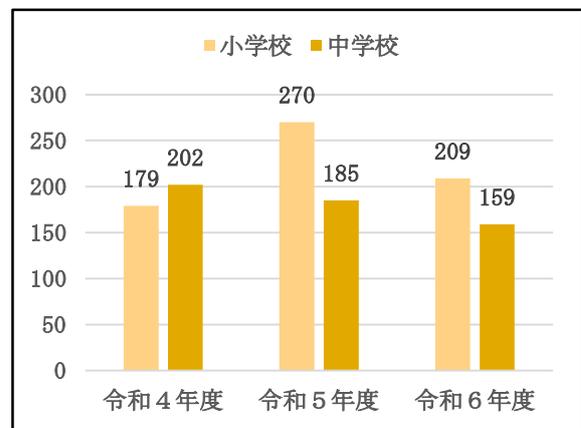
小田原市教育委員会  
教育指導課調べ

- 1 調査期間 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
- 2 調査対象 小学校25校、中学校11校
- 3 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）
- 4 調査結果

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数（過去3年間）（件）

校種	R 4	R 5	R 6
小学校	179	270	209
中学校	202	185	159
合計	381	455	368



② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	6	15
生徒間暴力	176	109
対人暴力	3	2
器物損壊	24	33
合計	209	159

③ 学年別加害児童生徒数（人）

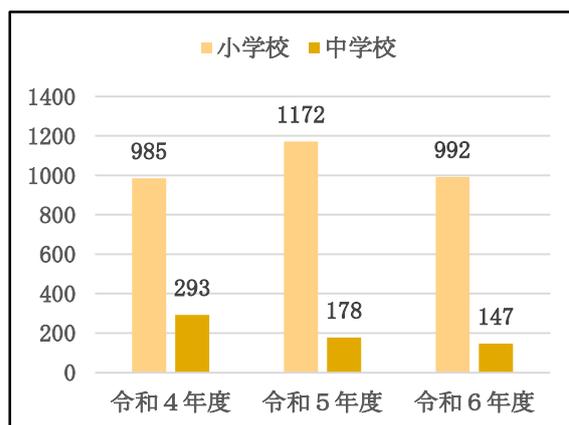
学年	小学校	中学校
1年生	40	53
2年生	30	63
3年生	34	31
4年生	34	
5年生	27	
6年生	30	
合計	195	147

暴力行為の発生件数は、令和5年度と比較して、小学校で61件の減少、中学校で26件の減少となりました。暴力行為の形態別発生件数の内訳としては、小学校、中学校ともに「生徒間暴力」が最も多く、次いで器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順になりました。

## (2) いじめの状況

### ① いじめの認知件数（過去3年間）（件）

校種	R 4	R 5	R 6
小学校	985	1,172	992
中学校	293	178	147
合計	1,278	1,350	1,139



### ※ 「いじめの認知件数」

いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っているときわめて肯定的に評価する（平成27年8月文部科学省）との見解に基づき、認知件数の向上に努めています。

### ② いじめの態様（複数回答） (件)

態様	小学校	中学校
冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	556	105
仲間はずれ、集団による無視をされる	113	10
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	137	7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	56	3
金品をたかられる	14	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	49	6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	132	6
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	34	13
その他	25	7

### ③ いじめの解消率 (%)

	小学校	中学校
令和7年3月31日現在の状況	69.1	90.5
令和7年7月20日現在の状況	93.5	99.3

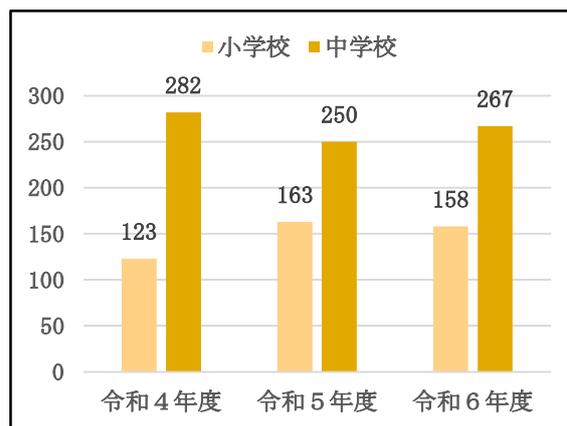
いじめの認知件数は、令和5年度と比較して、小学校で180件の減少、中学校で31件の減少となりました。いじめの態様は、小中学校ともに「冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、さらに小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」など暴力行為につながる内容も多くなっています。

(3) 長期欠席（不登校等）の状況

① 不登校者数（過去3年間）（人）

校種	R 4	R 5	R 6
小学校	123	163	158
中学校	282	250	267
合計	405	413	425

※令和4年度は（欠席日数+出席停止日数）が30日以上、令和5・6年度は（欠席日数）が30日以上を対象



② 不登校児童生徒について把握した事実（複数回答）（人）

項目	小学校	中学校
学校における人間関係をめぐる問題の情報や相談	29	18
学業の不振や頻繁な宿題の未提出	17	14
入学・転学・進級時の不安、学校の決まり等に関する相談	9	23
親子の関わり方、家庭生活の変化に関する情報や相談	37	20
生活リズムの不調、あそび・非行に関する情報や相談	40	79
無気力、不安等の相談	100	193
障がい（疑い含む）に起因する支援や個別の配慮の求めや相談	24	19
上記に該当しない	21	22
合計	277	388

③ 学年別不登校者数（人）

学年	小学校	中学校
1年生	8	71
2年生	16	85
3年生	23	111
4年生	27	
5年生	35	
6年生	49	
合計	158	267

不登校児童生徒数は、令和5年度と比較して小学校で5人減少して、中学校で17人増加しました。学校が把握している内容としては、無気力や不安等の相談や、生活リズムの不調や親子の関わり方、家庭生活の変化に関するの情報や相談が多くなっています。また、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は増加しています。

## 5 今後の主な取組

### <暴力行為・いじめ>

- 学校では、暴力行為やいじめの未然防止に向けて、児童生徒・教職員が豊かな関わりを通して、多様性を尊重する態度を育んでいきます。  
全教育活動を通して、人権尊重の意識を醸成していき、暴力行為やいじめは、「暴力行為やいじめを受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではない」という共通認識をもち、毅然とした態度で児童生徒への対応にあたるとともに、暴力行為やいじめの背景にある加害児童生徒の様々な要因を、多面的に理解した上で指導・支援を行っていきます。
- 市教育委員会では、児童生徒の現状や課題に焦点を当てた「児童生徒指導研修会」を実施し、教職員に対して、これからの時代に沿った指導・支援の方法についての研修を引き続き行います。また、関係機関や各校との情報共有を行い、諸問題の解決に向けた取組を進めていきます。さらに、神奈川県弁護士会との連携を継続し、いじめの未然防止に向けた「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめによって重大な被害が生じる可能性がある場合は、警察や関係機関等と速やかに連携し、対応に努めていきます。また、いじめ問題については、学校・家庭・地域が協力して解決するという認識のもと、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等を通して情報の共有等を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努めます。

### <長期欠席（不登校等）>

- 学校では、魅力ある学校づくりをテーマに、校内が安心して過ごせる居場所となるように、一人ひとりの気持ちに寄り添った支援を行います。また、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を高め、学校が楽しいと思える場面を増やすことで、不登校の未然防止に努めます。さらに、保護者にとっても安心安全な学校を目指します。  
そのため、校内の支援体制の充実を進めるほか、個々の教育的ニーズに応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材や子ども若者支援課や児童相談所などの様々な機関と連携しながら、不登校の要因となっている背景（家庭環境や生活リズムの不調、障がい起因するもの等）にも目を向けた支援も行います。
- 市教育委員会では、不登校または不登校傾向の児童生徒や保護者に対する教育相談や教育相談指導学級（しろやま教室・マロニエ教室）の運営等により学校以外の居場所づくりの充実を図るとともに、不登校生徒訪問相談員の配置等により児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを継続していきます。また、校内支援室（校内教育支援センター）を担当する個別支援員の配置などにより、校内の登校支援体制の充実を行います。さらに、登校支援担当者連絡会議や学校訪問等を実施し、市内の不登校児童生徒の状況把握や支援の仕方等についての情報共有を行います。「小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン」を令和7年9月に策定し、教育委員会及び学校や民間施設（フリースクール等）、児童生徒（保護者）との連携に努めます。
- 不登校対策としては、未然防止に加え、早期発見と早期対応が重要であると考えています。「おだわら子ども若者教育支援センター『はーもにい』」の取組等を地域や保護者に周知することで、児童生徒や保護者が安心して相談できるように環境を整えます。また、登校支援関係機関連絡会を実施し、関係機関との情報共有や不登校にかかわる課題等についての協議を行っていきます。

(事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684  
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093

[参考] 文部科学省による定義・調査基準

### (1) 「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態のいずれか一つに分類しています。ただし、家族や同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

- 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例
  - ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
  - ・ 教師の胸倉をつかんだ
  - ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
  - ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
  - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
  - ・ その他、教職員に暴行を加えた
- 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）の例
  - ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
  - ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
  - ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃用具でたたいた
  - ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた
  - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
  - ・ その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた
- 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
  - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りした
  - ・ 偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
  - ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
  - ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く。）に対して暴行を加えた
- 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例
  - ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
  - ・ トイレのドアを故意に壊した
  - ・ 補修を要する落書きをした
  - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
  - ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
  - ・ 他人の私物を故意に壊した
  - ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象とする。

## (2) 「いじめ」

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち、「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。

（注2）「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

（注4）「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案するものとする。

「①いじめに係る行為の解消」：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、いじめの認知件数は、いじめられた児童生徒の人数を計上する。

### (3)「長期欠席（不登校等）」

「長期欠席者」とは、「児童生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、**1年間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒**をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

**「不登校者」は「長期欠席者」のうち、「不登校」を理由とする児童生徒**をいいます。

- 「病気」： 本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 「経済的理由」： 家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」： 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数。

#### ◇「不登校の具体例」

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない（できない）。

- 「その他」： 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

#### ◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者。
- ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

なお、「児童生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合には、その日数についても欠席日数として含める。